**平成２１年（フ）第９３４４号**
大阪市生野区小路東５丁目10番15号
債務者　宮津　千帆（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第１１５号**
福岡県大牟田市大字白銀336番地７
債務者　楠　　理子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２１年（フ）第１２０号**
福岡県大牟田市宮山町37番地　緒方方
債務者　川野　太治
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２１年（フ）第１２５号**
福岡県大牟田市大字橘1064番地２
債務者　山本　裕司
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２１年（フ）第１２７号**
福岡県大牟田市七浦町58番地２　ノースヴィレッジ101号
債務者　荒木　翔太
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２１年（フ）第１３３号**
福岡県大牟田市宝坂町１丁目１番地19
債務者　中島千津代
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２１年（フ）第１４３号**
石川県小松市千木野町ワ１番地１
債務者　打越佐乃美
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
金沢地方裁判所小松支部

**平成２１年（フ）第１３０４号**
北九州市小倉北区都１丁目５番６―302号
債務者　兵頭ひとみ
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１３７４号**
仙台市青葉区荒巻中央７番12号　ヴィラパーク一番館205
債務者　小村　政美
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第１６２８号**
仙台市宮城野区岩切字鴻巣58番地の１　カルムクレールⅡ102
債務者　藤村　　恵
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第１６３５号**
仙台市宮城野区原町５丁目１番11号　コーポＮＥＭＯＴＯ201
債務者　佐竹りう子（旧姓庵原）
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第１６５３号**
宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台南２丁目154番地の67　菖蒲田浜町営住宅　Ｂ―301号
債務者　吉田　正朋（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第１７２０号**
宮城県名取市閖上５丁目２番２号
債務者　丹羽三枝子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第６９５号**
茨城県鉾田市舟木181番地11
債務者　大木　宮信
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
水戸地方裁判所

**平成２１年（フ）第６０８号**
金沢市法光寺町ニ22番地、従前の住所金沢市中橋町２番31号
債務者　岩倉　千代
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
金沢地方裁判所

**平成２１年（フ）第２２２号**
滋賀県彦根市大東町11番12　大東団地Ａ―413号
債務者　田畑久美子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２１年（フ）第２３９号**
滋賀県蒲生郡日野町大字大窪806番地
債務者　中西　和宏
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２１年（フ）第２４１号**
滋賀県蒲生郡日野町大字小井口89番地19
債務者　前川　　香
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大津地方裁判所彦根支部